

令和5年度第2回伊達市男女共同参画審議会 会議録

●概要

日 時	令和5年11月2日 10:00～11:45
場 所	伊達市役所 東棟2階 201会議室
出 席 者	藤野会長、山田委員、三浦委員、小野委員、安田委員、遊佐委員、 関根委員、酒井委員、沢田委員、岡部アドバイザー
伊 達 市	未来政策部長 八巻正広、協働まちづくり課長 富田昭子、 事務局 協働まちづくり課（浅野、斎藤、田中）
会 議 事 項	1 開会 2 協議事項 （1）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入について （2）その他 3 閉会

●発言内容等

1. 開会

司 会（協働まちづくり課 富田）： 開会
～委員自己紹介（前回欠席者のみ）～

2. 協議

司 会： 次に協議事項に移りますが、伊達市男女共同参画審議会規則第3条第2項により会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、藤野会長よろしくをお願いします。

会 長： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。
まず「（1）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入について」の説明をお願いします。

事務局： ～配布資料の確認、資料1から4及び（別紙）を用いて説明～

会 長： ありがとうございました。これまでの説明について委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

酒井委員： これから色々と世の中の価値観が変わっていく中で、受け入れていくことが必要になってくると感じています。私の住んでいるところは、中山間地の田舎なので高齢者が多く、身近に対象となるカップルが見当たりません。今後受け入れる準備が必要と考えています。事務局の説明を聞いて、

伊達市の場合はこれからなのではないかと思っています。ガイドブック P 1 に、「現状は、性的マイノリティの方々は日常生活において多様な困難に直面しています。」とありますが、具体的にどんな現状があるのか分ければ教えていただきたいです。事例があれば身近に感じ、少しでも理解することができるのではないかと思います。

事務局： 市に性的マイノリティの方から、具体的な相談等は無い状況でございます。しかし、性的マイノリティの方で異性間の場合であっても、婚姻届けを提出すると、男性が「夫」、女性が「妻」という表示になり、届け出を出したくない、出さない等の弊害もあると聞いております。法的な効力を得ることはありませんが、パートナーシップ宣誓制度を導入することによって、そういった場合に、関係性を明らかにすることができると考えております。また、民間におきましてもアパート等を借りる場合、同性の同居を認めないケースもあると聞いており、不動産業者や大家さんなどに周知し、今後協力をお願いしていくケースもあると考えております。

酒井委員： それほど無い、ということでしょうか。

事務局： 実際、伊達市でご自身が性的マイノリティで困っている、という相談は受けたことがないため、具体例としてあげるのは難しいのですが、現在、インターネットでも様々な調査があがっております。その中で、自分の持っている性と自認している性が違う、ということは、それだけで生きづらさを感じることは容易に想像できるところです。また、家族として認められない大変さ、ということによくあがっているのは、病院にかかった時に家族として認められないことによって、パートナーの生死にかかわる判断をさせてもらえないなど、大変さを感じるということがあります。具体的に聞いているわけではありませんが、学校や職場等で、様々な困難を感じて生きているのであろうと想像しております。

小野委員： ガイドブック P1「はじめに」の「伊達市男女共同参画推進条例及び・・・」とありますが、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、条例ではなく、要綱ということになるのでしょうか。

事務局： 要綱として制定させていただく予定としております。今回の導入にあたっては、伊達市男女共同参画推進条例に基づいて、要綱を制定いたします。今後、福島県や近隣の市町村でも同様の制度が始まると思いますが、制度の統一や調整が必要な時に、条例よりも改正などを迅速・柔軟に対応することができるようにするためです。また、全国的にも要綱として導入して

いるところが多い、という実情でございます。

事務局： 補足いたします。全国的にみますと条例を制定している自治体もあります。ただ、伊達市では、伊達市男女共同参画推進条例に基づいて、第3次伊達市男女共同参画プランを作成しております。このプランは、条例を実行するための基本計画になりますが、その中に性的少数者への配慮や、人権の尊重などについて示しており、あくまでこの条例に基づいた仕組みの中で、要綱を制定するとしています。概念を条例の中で示し、要綱で具体的にその手続きを明確にするものとして、今回の制度導入においては要綱で十分足りると判断いたしました。

小野委員： もう一点お伺いします。資料2の利用可能な行政サービス一覧についてですが、これは役所の中だけのサービスであって、民間のサービスについては、今後導入していくなど、どうなのでしょう？

事務局： 現在、例えば携帯電話会社などの家族割や、生命保険会社など、ファミリーシップ宣誓制度を活用するケースもあると聞いております。しかし、伊達市内については、例えばアパートを賃貸するときなどに利用する場合のサービスなど、事業者に対してお願いをしていない状態です。現在はまず、行政ができるサービスを導入いたしまして、今後、民間で利用できるサービスを、事業者や医療機関などをお願いしていく必要があると認識しております。また、市役所内の職員の子育て休暇等についても、現在パートナースHIPの関係にある方は、休暇制度に該当しないケースもありますので、まずは市役所職員の制度から改善していき、その後、民間のサービスの改善・増加につなげていくことができると考えております。

事務局： 小野委員からのご意見は、この制度の肝でございます。行政サービスとして一般の夫婦、親子と同様にサービスを受けることができることを率先してお示しして、民間の事業者の皆様にも同じ考え方でやっていただきたい、ということがこの制度を始める趣旨でもあります。第一歩として役所がやるべきことをして、民間の事業者の皆様にもこれからしっかりPRしていきたいと考えております。

三浦委員： 現在、福祉施設を運営しているのですが、資料2の行政サービスの一覧に記載の通り、例えばお子さんを預かる場合の送迎など、この制度が導入され利用できるようになれば、民間としても運用がしやすくなります。まずは制定されることによって、民間も変わってくるのではないかと思います。

山田委員： 2つお伺いします。まず今のお話と並行する部分ではありますが、利用可能な行政サービスを利用する場合は、「宣誓証明カード」を提示したうえで利用できるというお考えでしょうか。

事務局： 「宣誓証明カード」の提示は、必ずしも必要としていません。しかし、市営住宅の申し込み、だて結婚新生活支援事業補助金、住民票の変更に關しては、「宣誓証明カード」のご提示をしていただく想定をしております。

山田委員： わかりました。例えば伊達市の認可を受けている保育園などの申し込みの場合、保護者が申請する申込書の中で、配偶者のマイナンバーカードを持ってきてください、などの説明書きがあります。そういった申込書の説明の中に、パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓した方が申請することができます、などという説明書きも必ず必要になってくと思いますので、対応をよろしく願いいたします。

もう1つ気になることがありますお伺いします。詐欺やなりすまし等の悪用についてです。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓には婚姻していないことが要件となっていますが、パートナーシップを宣誓した二人が宣誓した後で、婚姻するような場合、市役所の方でパートナーシップ宣誓しているお二人なのか調べるなど、どういった対応になるのでしょうか。

事務局： 実際、後追い調査は非常に難しいと考えております。住民基本台帳で住民票が「縁故者」に変更になっていることは確認できますが、パートナーシップを宣誓しているという記録は市民課には共有されないので、仮に婚姻届けを出した場合、自動的に確認するすべがないところでございます。当然、パートナーシップ宣誓証明書等の返還の要件に該当しますが、現状ご本人からの自己申告によって返還を促す制度となっております。今後、市役所の部内間で連動していくことも考えていかなければならない問題と思いますが、現時点では自己申告によって手続きをすすめていくものと考えております。

山田委員： トラブルが無いような形で進めていただければと思います

関根委員： 子供のことについて質問があります。15歳以上は本人の意思によってファミリーシップから抜けたり入ったりすることができるのですが、15歳以上というと中高生で、反発して入らない、などという場合もあります。そのお子さんだけがファミリーシップに入らなかった場合、デメリットや不利になる点があるのか、またはそういったものはないという理解でよろしいでしょうか。

事務局： ファミリーシップから抜けることに対しては、特にデメリットはないと認識しております。仮に同意の必要のない15歳未満でファミリーシップに入っている場合は、皆様にこちらから続けるかどうかの照会はしないことになっており、15歳に達した以降にご自身の意思によって抜けることができる形を想定しております。

三浦委員： 運用についてお伺いします。ファミリーシップというのは、まずはパートナーシップの宣誓が前提であって、パートナーシップの方が解消したら、ファミリーシップも解消となると思いますが、例えば事故などで一方のパートナーが亡くなった場合、ファミリーシップは残る、という認識でよろしいでしょうか。

事務局： 記載事項に変更が生じるということになりますが、ファミリーシップだけは残る、ということになります。

三浦委員： わかりました。併せてお伺いします。パートナーシップ解消について、ガイドブックには詳細に載っていない状態ですが、宣誓するときはお互いの同意なのでしょうけれど、解消するときも二人の署名で解消、ということになるのでしょうか。

事務局： お二人が別居など、一緒に暮らしていけないという状態で、お二人の意見が一致すれば解消という形になり、届け出はお二人の署名をいただくものとなっております。

会 長： ガイドブックP5「返還する場合」を見ると、「④一方が提出した宣誓書の取り下げを希望するとき」となっていますので、相手方が納得していなくても取り下げられる、となっています。

事務局： 返還の届け出の様式としましては、お二人の署名が必要となっております。ガイドブックP6に記載があります、返還に必要な書類の中に、証明書等返還届出書（様式第7号）があります。まだお示しはしていませんが、こちらの想定としては、「私たちはパートナーシップを解消することについて合意したことを認めます。」と記載し、お二人の署名をいただくように考えて作っておりました。会長からご指摘の、ガイドブックP5の④の項目について、この表現が必要なのか必要でないのか、検討させていただきます。

会 長： このままだと離婚と違って、一方が取り下げを希望すれば終わってしまう

状態になっています。

事務局： この部分については、整理をさせていただきます。

会 長： 先ほどの三浦委員のご質問との関係でお伺いします。パートナーシップ宣誓制度が、どちらかの死亡で成り立たなくなっても、ファミリーシップ制度は残る、ということでしたが、死亡についてはどのように扱うことになりますか。通常の婚姻関係ですと、相手が亡くなると婚姻関係は終了しますが、姻族関係、親族関係は残りますので、それと同様と理解してよろしいでしょうか。

事務局： そのような形で考えております。

事務局： また、もう一点、(別紙)の議会委員の皆様からのご意見、NO. 6について、補足でご説明させていただきます。ガイドブック P2 (1)の「事実婚を除く。」の記載については、宣誓される方の要件として、一方又は双方が性的マイノリティの方、としておりますので、「事実婚は除く。」は削除させていただこうと思います。また、ガイドブック P7のよくある質問の2番目の回答、「ただし、男女カップルの事実婚は対象となりません。」という部分についても、できるだけ誤解がないような表現に検討させていただきます。

会 長： 事実婚についてですが、見た目は事実婚という形をとっているけれども、実は性的マイノリティの方もいらっしゃるので、事実婚を除いてしまうとそういう方が制度から抜けてしまうのではないかと危惧していましたが、はっきりと「一方又は双方が性的マイノリティの方」と要件に書いてあれば、事実婚の記載は必要ないのではないのでしょうか。記載しない方が混乱や問題が生じないのではないかと考えています。

事務局： そのようにさせていただきます。

会 長： 私の質問の仕方が悪かったようで、性的マイノリティではない事実婚のカップルについての質問に聞こえてしまったのではないかと反省しています。実際には、性的マイノリティの方であれば、事実婚であってもなくても、この制度の対象になる、ということにしておいた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局： 事実婚というと、いわゆる通常の男女カップルの事実婚、という認識で考えてしまい、性的マイノリティの方でそういった方たちがいらっしゃる認識

がありませんでした。この制度の要件としては、性的マイノリティの方が対象である、ということだけで説明がつくのではないかと思いますので、事実婚という文言はなくそうと思います。

三浦委員： もし変えられるのであれば、ガイドブック P5 の「返還する場合」という表記について、「解消する場合」という表記に変えてもいいのではないのでしょうか。解消するときは返還するときなので、解消するときにはどうするのか、ということを入れていただいた方が良いのではないかと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。

遊佐委員： 関根委員の質問の回答で、15 歳以上の子供が本人の意思でファミリーシップから抜けることに対して、特にデメリットはない、とのことでした。子供がファミリーシップを抜きたいと、本人の意思表示があったとき、住民票の表記については、世帯主のパートナーの方は縁故者という表記になると思いますが、その子供はどのような表記になるのでしょうか。また、戸籍はそのままなのでしょうか。

会 長： 戸籍はかわりませんので、住民票について、ということによろしいですね。住民票は世帯分離ということを考えなければならないのでしょうか。

事務局： 現状の住民基本台帳の取り扱いとしましては、たとえば今のケースですと、世帯主と「同居人」、そしてその子供も「同居人」という表記になり、パートナーシップを宣誓し、続柄の記載を「縁故者」とすることを希望した場合、パートナーは「縁故者」となり、その子供も「縁故者」という続柄になります。

遊佐委員： 15 歳以上で、本人の意思でその中に入りたくない、という場合どうなるのでしょうか。

会 長： 住民票で、そのような続柄で残るのが嫌ということになると、世帯分離しかないということでしょうか。

事務局： 15 歳以上は世帯分離することができますが、必ずしも分離する必要はないと思います。その場合、同一世帯の住民票だと「同居人」ということになるのではないかと思います。

会 長： 「縁故者」ではなく、単なる「同居人」ということになるのですね。世帯分離する必要はないということですね。

遊佐委員： 私は、15 歳以上の子供の同意が得られないとパートナーシップの宣誓をすることができないと思っていました。15 歳未満は同意書が必要ないということもありましたので。そうではないということですね。

事務局： パートナーシップは当事者のみ、ということになります。

遊佐委員： わかりました。

会 長： その他に皆様からご質問やご意見などありますでしょうか。

沢田委員： 相談窓口についてですが、相談に対応する方というのは、こういった方を想定しているのでしょうか。

事務局： 相談する場合につきましては、協働まちづくり課協働推進係の職員 3 名で対応していくことになります。専門的な知識は持ち合わせておりませんが、今後、制度の導入を機に、職員研修などをふまえて親身になって相談、回答ができるように職員が対応してまいりたいと考えております。

沢田委員： さきほど、事実婚についての話がありましたが、事実婚だけで今まで生きてきたけれど、パートナーシップの宣誓をするほうが、より生きやすくなるのか、あるいはどちらもが良いのか、片方だけが良いのか等、混乱することがあるのではないかと思います。どちらが生きやすいか、などを可視化できるとよいのではと思っています。そういったリーフレットなどがあると、私自身も拝見したいと思っています。窓口の対応については理解いたしました。

事務局： 沢田委員のおっしゃるように、わかりやすい資料・チラシなどを作成して、幅広く市民の方々に周知をしてまいりたいと考えております。まずは導入する、ということを理解いただくことが大事と考えております。わかりやすい資料等は、今後作成いたしまして、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

会 長： その他に皆様からご質問やご意見などありますでしょうか。

三浦委員： 導入はこれから、ということになりますが、これからの流れというのは

どのようになるのでしょうか。

事務局： 今後のスケジュールですが、この審議会の中で概要をご説明いたしまして、ご承認いただきました場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要綱の案の決定を、今月から12月にかけて行いたいと思います。また、制度を導入することの周知が重要と考えておりますので、市政だより、ホームページまたは商工会様を通じた事業所等への周知、チラシの配布などを1月に向けて実施してまいりたいと思います。制度導入は、令和6年1月4日からの開始を予定しております。

会 長： アドバイザーの岡部さん、何かご意見等ございましたらよろしく願います。

岡部アドバイザー：

今日、皆様の議論を伺って、県内では初めての取り組みなので、どのようにするか、先行事例になることは間違いないことと思います。私も拝見すると、性的マイノリティの方々が、より不安がないような市民生活を送れるように、という配慮がとても感じ取れる部分があり、非常によく考えられていると思います。ただ、法的な部分で、この場合どうするのか等、委員の皆様が出していただいた質問に対して、事務局の方がお答えしていて、経過を市民の皆様全てに見てもらうのは難しいにしても、ポイント、ポイントで広報していただくと、より市民の皆様にも理解が進んだ取り組みになるのではないかと聞いておりました。全国では先行している自治体もたくさんありますので、福島県内でも取り組みが進めばいいなと個人的には思っております。センターの方としても、広報のご協力など考えていきたいと思えます。

会 長： その他に、委員の皆様からご意見などありますでしょうか。
今日、いくつかご意見をいただいたので、お示しいただいた案に、若干手を加えていただき、より良い形でスタートを切ることができればと思っております。それでは本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。ありがとうございました。

事務局： 藤野会長ありがとうございました。

「その他」といたしまして、繰り返しになりますが、今後の流れについてご説明させていただきます。本日ご意見をいただきました、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度につきましては、いただいたご意見をもとに、必要な調整等を行いまして、市としまして、「伊達市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱」として正式決定をいたします。その後、議会議員の方への説明や市長記者会見、市のホームページ等で公表し、市民

へ周知していきたいと考えております。また、委員の皆様には、最終的なガイドブックとしたものを後日、お送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局から連絡事項があります。

事務局：・男女共同参画推進事業の映画上映会の説明

7. 閉会

司 会： 最後に未来政策部長より御礼申し上げます。

八巻部長： 改めまして、未来政策部長の八巻でございます。8月からこの制度についてご議論をいただきまして、活発な意見、ご検討、ご質問等いただきまして、ありがとうございました。我々が、至らないところもありまして、いただいたご指摘の部分については、きちんと直した上で、制度化をし、できるだけ早く市民の皆様には周知ができるように準備をしてまいりたいと思います。県内初ということで、注目度の高い制度であります。我々も走りながら、直すべき部分は、随時直していきながら進んでまいりたいと思います。委員の皆様におかれましても、議論としては一区切りであります。委員の皆様の任期は、令和7年7月31日まででございますので、男女共同参画につきまして、ご意見やご質問がありましたら、遠慮なくいただきたいと思います。色々お世話になりました。ありがとうございます。

司 会： それでは、以上で令和5年度第2回伊達市男女共同参画審議会を終わります。皆様、長時間大変お疲れ様でございました。